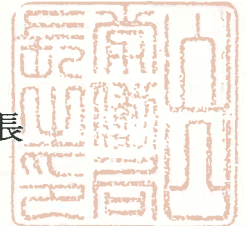


山口労発基 0511 第 4 号
令和 2 年 5 月 1 1 日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 22 日付け基発 0422 第 4 号をもって厚生労働省労働基準局長より別添のとおり改正の通達がありましたのでご承知いただき、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。